

平成二十四年三月 定例会の概要

平成二十四年三月定例会は、三月一日に開会し、二十二日まで二十二日間の会期で開きました。

定例会初日の一日には、市長の施政方針説明、専決処分報告、市長から提出された議案の上程、説明が行われた後、各委員長から行政調査報告を行いました。

五日から八日には、十三名の議員の一般質問を行い、八日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案の委員会付託を行いました。

九日、十二日、十三日及び十六日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十二日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は十八議案を可決し、委員会提出議案の「九州地方整備局雲仙復興事務所における雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施並びに同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させることを求める意見書」「鳥獣及び野犬被害防止対策の充実を求める意見書」を可決しました。

また、人権擁護委員の推薦について柴田光子氏に同意しました。

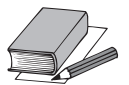
議会ひとくちメモ (29)

○専決処分とは

議会が議決すべき事件について法定事由に該当する場合及び議会の議決により委任された場合に長が議会に代わって処分することを行います。

法律の規定による専決処分とは①議会が成立しない場合、②自治法第百十三条ただし書において、なお定数半数以上不在の場合、③長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合、④議会において議決すべき事件を議決しない場合があります。

長のなす専決処分により当該事項は、議会の議決または決定があったと同様に適法かつ有効に成立することとなります。しかし、専決処分は客観性がなければならぬので、誤った場合は違法となります。なお、専決処分した場合は、処分後初めて開かれる会議に報告して、議会の承認を求めなければならないとされています。



島原市議会是有線テレビ

FMラジオで放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりてれび

FMしまばら(88.4メガヘルツ)

会期日程

三月

一日(木)	本会議 市長の施政方針説明 議案上程、説明 議案調査
二日(金)	休会
三日(土)	休会
四日(日)	休会
五日(月)	本会議 一般質問(四名)
六日(火)	本会議 一般質問(四名)
七日(水)	本会議 一般質問(四名)
八日(木)	委員会 一般質問(一名) 議案質疑、委員会付託 付託案件審査(総務委員会)
九日(金)	委員会
十日(土)	休会
十一日(日)	休会
十二日(月)	委員会 付託案件審査(産業建設委員会)
十三日(火)	委員会 付託案件審査(教育厚生委員会)
十四日(水)	休会 議事整理
十五日(木)	休会 議事整理
十六日(金)	委員会 付託案件審査(予算審査特別委員会)
十七日(土)	休会
十八日(日)	休会
十九日(月)	休会 議事整理
二十日(火)	休会
二十一日(水)	休会 議事整理
二十二日(木)	本会議 委員会審査報告、表決